

< 調査方法 >

各機関(47都道府県と各地方整備局等)が人の利用がある砂防設備として管理している施設を対象として、調査を実施。各機関の点検・巡視などの資料から、とりまとめた。

水辺の楽校プロジェクト等により、水辺に親しむ利用等を目的として砂防設備管理者等が設備を設置した区域(、に該当)



(島根県)



水辺に親しむ利用等を目的として砂防設備管理者等が設備を設置した区域ではないが、水辺に親しむ利用等が日常的に見られる区域(に該当)



(三重県)

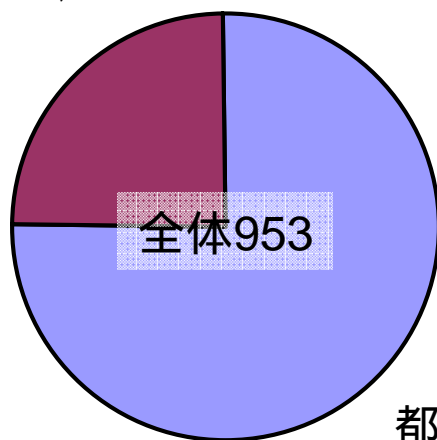


(神奈川県)

人の利用がある砂防設備の箇所数

- ・平成20年10月現在、人の利用が比較的多い砂防設備は全国に950箇所程度。
- ・立地場所は都市・都市周辺から山麓地、山間地にまたがる。
- ・利用者層は、地域の住民を対象にしたものが中心であるが、観光客など外部からの来訪者による利用が想定されている箇所も多くある。

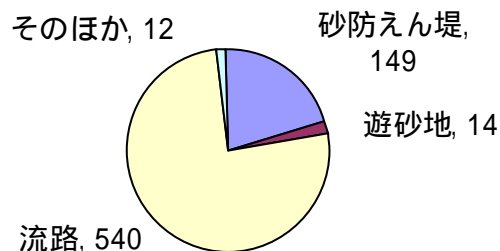
直轄事務所,
238



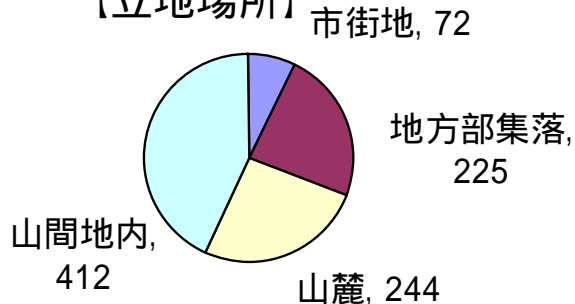
都道府県,
715

	都道府県	直轄事務所	合計
北海道	30	15	45
東北	114	36	150
関東	150	46	196
北陸	33	48	81
中部	83	50	133
近畿	130	28	158
中国	97	5	102
四国	21	7	28
九州	54	3	57
沖縄	3	0	3
計	715	238	953

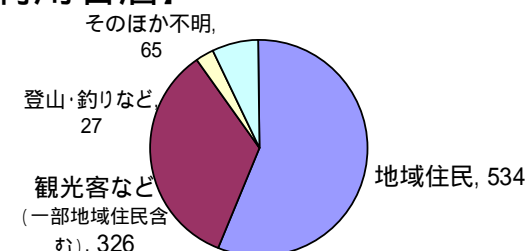
【施設の種別別】



【立地場所】

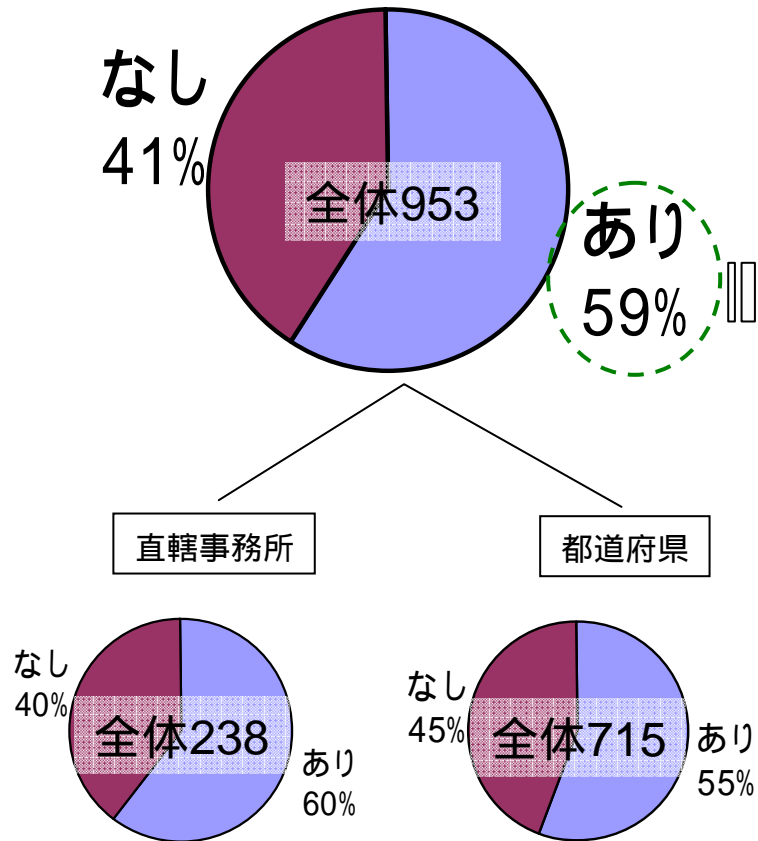


【利用者層】



利用者向け安全対策の現状

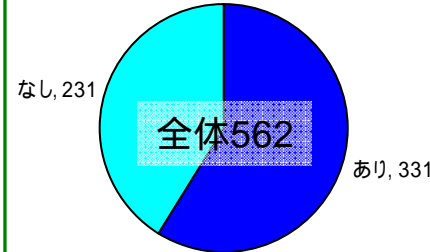
【利用者向けの安全対策の実施】



【安全対策の実施内容】

(注意看板の設置)

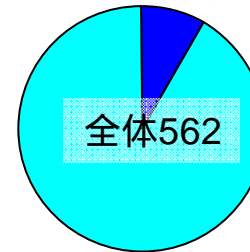
文字で危険性を訴えているもの



(情報周知看板の設置)

情報の入手先が記載

あり, 49



大雨による急な増水に備えるために!

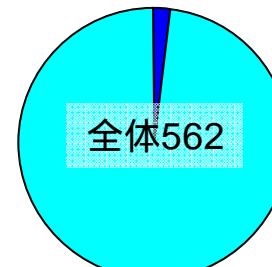
河川の上流で雨が降ると、**河川の水位が急激に上昇**することがあるので山の天気にご注意ください。周辺地域のリアルタイム雨量情報は、携帯電話で下記より入手できます。

山口県土木防災情報システム(提供 山口県)
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
 周辺の雨量局「旭倉」「玉江」「阿武川ダム」



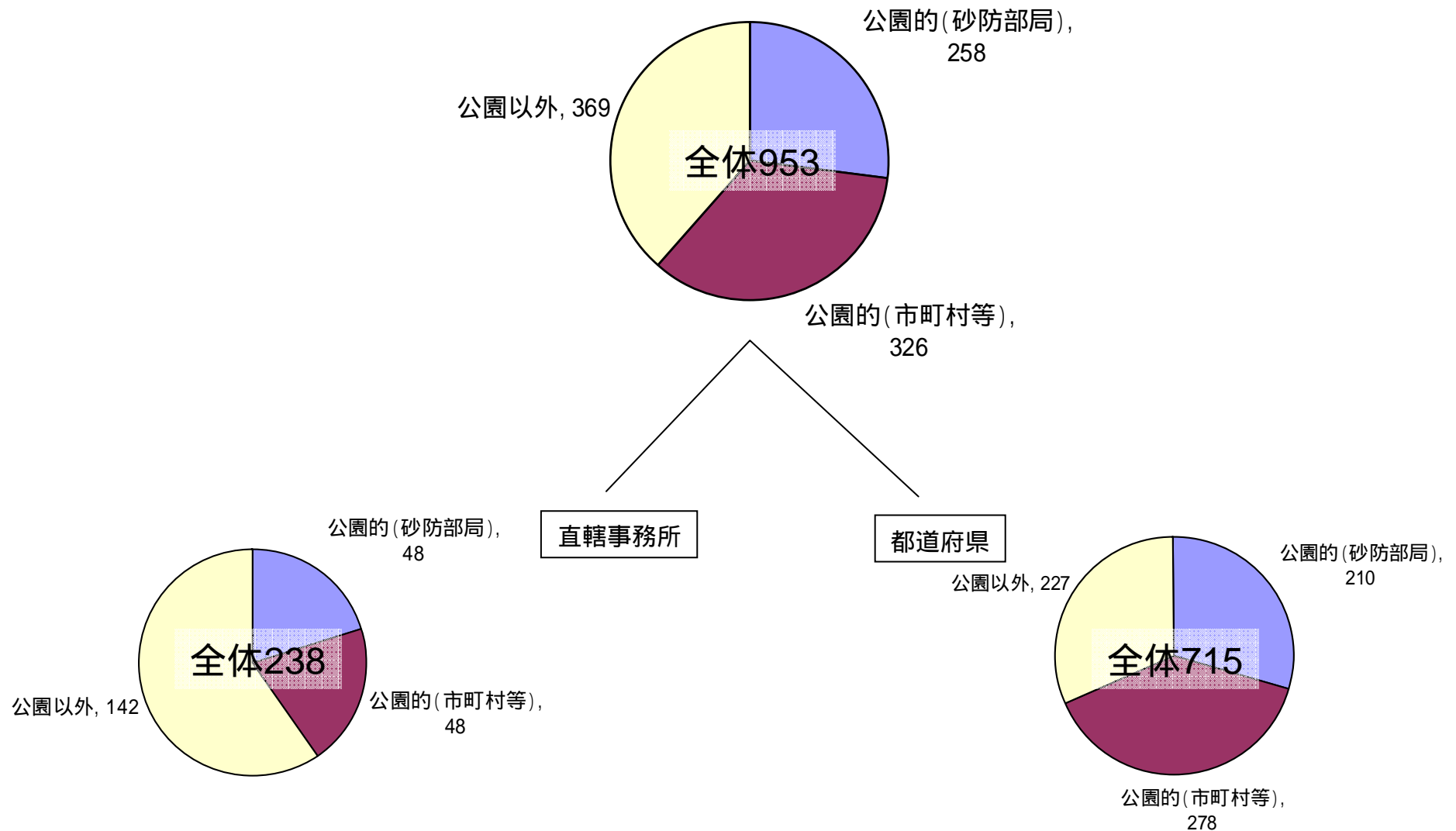
(警報機等の設置)

あり, 12



人の利用がある砂防設備の利用と管理者

【人の利用がある砂防設備の利用と管理者】



親水施設における管理協定の一例（山口県頭振川みどりの砂防公園）

頭振川みどりの砂防公園維持管理委託契約書

砂防事業で整備した公園（以下「砂防公園」という。）の維持管理の委託について、委託者砂防指定管理者山口県知事（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる砂防公園の維持管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

名称	所在	主要の施設の構造および規模
頭振川 みどりの砂防公園	長門市大字俵山頭振地内	別添図面のとおり

2 公園の維持管理の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公園の利用に関すること。
- (2) 公園の維持に関すること。（災害復旧、補修業務は除く。）
- (3) 公園の美化清掃に関すること。
- (4) 前3号の業務に付帯すること。

（委託期間）

第2条 砂防公園の維持管理の委託期間は、平成12年8月27日から平成13年3月31日までとする。

2 前項の委託期間満了の日の1月前までに双方からなんらかの意思表示がなされないときは、この契約は、委託期間の満了する日の翌日から、さらに1年間更新されるものとし、その後、この例による。

（維持管理）

第3条 乙は、砂防公園を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（維持管理に関する費用の負担）

第4条 砂防公園の維持管理に関する費用は、乙の負担とする。

（砂防公園の区域、形状又は施設等の変更）

第5条 甲は、砂防公園の区域又は施設を変更しようとするときは、乙と協議しなければならない。

（砂防公園の滅失又は損傷）

第6条 乙は砂防公園が滅失し、又は損傷したときは遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により、砂防公園が滅失し、又は損傷したときは、甲の指示するところに従い、乙の負担において砂防公園を原状に回復しなければならない。ただし、甲が砂防公園を原状に回復させることが適当でないと認めたとときはこの限りでない。

（出願行為の取扱い）

第7条 甲は、砂防公園の所在する区域にかかる山口県砂防指定地管理規則（昭和40年）県規則第31号。以下「規則」という。）第4条の規定による制限行為の許可、規則第5条の規定による砂防設備の占用又は使用の許可の申請があったときは、乙の意見を聞いた上、許可することができる。

（再委託の制限）

第8条 乙は、砂防公園の維持管理を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による許可を受けたときはこの限りではない。

（実地調査等）

第9条 甲は必要あると認めるときは、砂防公園の維持管理の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（第三者に与えた損害の賠償）

第10条 乙は砂防公園の維持管理に瑕疵があったために第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（契約の費用）

第12条 この契約の締結及び履行に関して必要ないっさいの費用はすべて乙の負担とする。

（疑義の解決）

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要ないっさいの費用はすべて乙の負担とする。

（履行の決定）

第14条 前各条に定めるもののほかこの契約の履行について必要な事項は、甲乙協議で決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成12年8月23日

委託者 砂防指定管理者
山口県知事 二

受託者 長門市
長門市長

対策の事例 【注意喚起看板】

【一般的に設置されている看板 (砂防指定地、危険溪流の表示)】



〔北海道〕

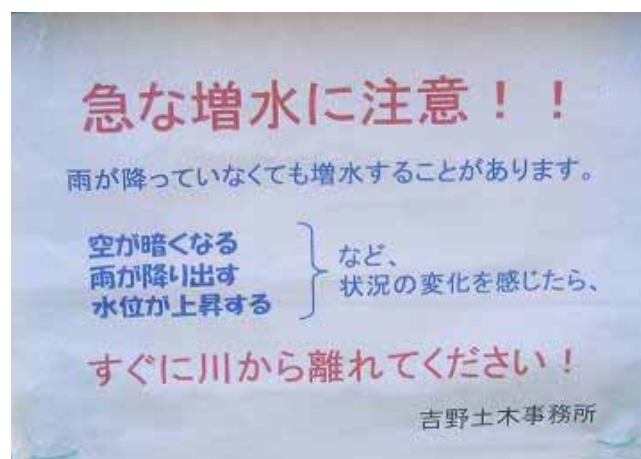


〔石川県〕



〔富山県〕

【一般的に設置されている看板 (増水への注意喚起)】



〔奈良県〕



〔兵庫県〕



〔福島県〕

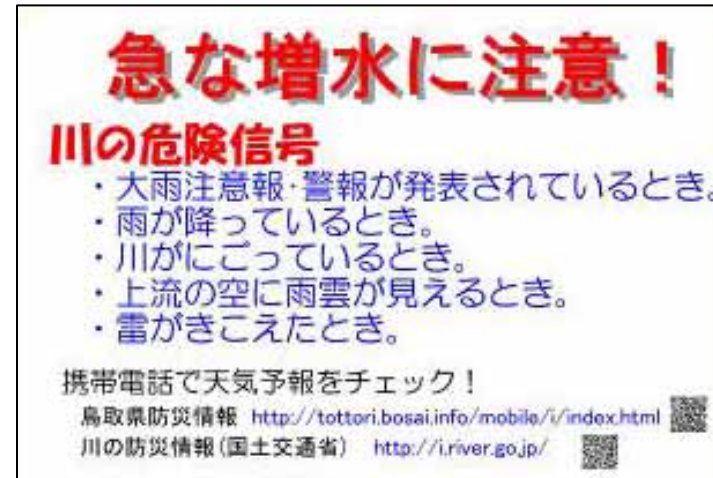
対策の事例【看板の例】

【絵による表示】



〔京都府〕

【降雨情報の入手先などの情報入り】



〔鳥取県〕

【川遊びの知識】



〔埼玉県〕



〔和歌山県〕

対策の事例 【情報提供機器等の設置】

雨量データ表示板の設置



近傍の雨量を表示する
雨量データ表示版を設置。
【広島西部山系】

警報機の設置



泥流検知センサーにより、泥流発生時には警報
を鳴らす警報機(サイレン)を設置。【十勝岳】